接骨院 違法広告に注意

「肩こり」「腰痛」症状掲示できず

国・自治体、指導を強化

接骨院の一部の違法広告が問題になっている。誇大広告などによる被害を防ぐため、接骨院が看板などで表示できる内容は制限されている。だが健保組合でつくる民間団体が調査したところ、健康保険適用外である「肩こり」「腰痛」などの症状を掲示し、患者に適用対象と誤解させるケースもあった。国や自治体は指導強化に乗り出した。

柔道整復師法は看板やのぼり旗に表示できる項目を名称や住所などに限定している。「嘘や誇大広告があると、健康被害につながりかねない」（厚生労働省）ためで、違反者は30万円以下の罰金が科される。

しかし、大企業約80社の健保組合でつくる社団法人「保険者機能を推進する会」が昨年秋、事務局がある東京都千代田区内の全接骨院55カ所の看板などを調べると、54カ所で保険適用外の症状などの表示が見つかった。

うち42カ所は「五十肩」「腰痛」など保険適用外の症状を表示していた。「頭痛」「神経痛」など医師が治療する症状などの表示も31カ所であった。区に無届けで「はり・きゅう」をするとした表示も2カ所あった。

接骨院で保険が使えるのは骨折と脱臼、捻挫、打撲などのけがだけだ。同会は「看板で様々な症状を掲げると患者が保険適用されると誤解しやすくなる」と指摘。腰痛を捻挫と偽るなどして療養費を不正受給する接骨院が問題化する中、「誤解を誘う看板で患者を集める接骨院も出かねない」と懸念する。

同会から報告を受けた千代田区は各接骨院に一斉通知を出し、近く巡回して改善を求める。新たに開業する接骨院には事前に看板などの内容を聞き、違法広告にならないよう注意する。

改善に乗り出した地域もある。奈良県橿原市は2013年度から違法広告の改善指導を始め、約50カ所ある接骨院全てが適正状態になった。

厚労省は昨年秋、接骨院のほか、同様に法律で広告が制限されている鍼灸（しんきゅう）院などを含めた違法広告の指導状況を初めて集計。14年度の指導件数は全国で1211件だった。同省医事課は「各県の担当者が集まる会議などで指導の徹底を求める」としている。

制限超えた看板 競争激化背景に

違法広告の背景には集客競争の激化がある。全国の接骨院は約4万5千（2014年）で、10年前に比べて6割増えた。日本柔道整復師会（東京）は「他の接骨院やマッサージ店に対抗するため、制限を超えた看板を出す接骨院が目立つ」と指摘。加盟する接骨院に研修会で違法広告を出さないよう呼びかけるほか、行政にも指導の徹底を求めているという。

明治国際医療大の長尾淳彦教授（臨床柔道整復学）は「今の規制に制約がありすぎるとの見方もあり、患者にとって分かりやすい広告のあり方を議論すべきだ」と話す。

接骨院が広告できる項目
（柔道整復師法に基づく）

①柔道整復師の氏名と住所
②施術所の名称、電話番号、住所
③施術日または施術時間
④その他（厚生労働相の指定事項）
- ほねつぎ（接骨）
- 医療保険療養費支給の申請が可能（脱臼・骨折の施術で医師の同意が必要と明記する場合に限る）
- 予約可、休日・夜間可、出張可
- 駐車設備について